

答申（制）第28号  
平成29年9月19日

長崎県知事 中村 法道 様

長崎県個人情報保護審査会  
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年7月19日付け29管第69号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

今回適当と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。

答申（制）第29号  
平成29年9月19日

長崎県警察本部長 国枝 治男 様

長崎県個人情報保護審査会  
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年7月24日付け崎装（管財）第154号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

今回適当と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第7条第2項第8号に基づく個人情報の本人からの収集原則の例外に関する事項について

諮問された事項については、本人以外からの収集が必要なものと認められます。